

平成30年余市町議会第3回定例会会議録（第4号）

開 議 午前10時00分

閉 会 午前10時49分

○招 集 年 月 日

平成30年9月25日（火曜日）

○欠 席 議 員 （0名）

○招 集 の 場 所

余市町議事堂

○出 席 者

余 市 町 長	齊 藤 啓 輔
総 務 部 長	前 坂 伸 也
総 務 課 長	須 貝 達 哉
企 画 政 策 課 長	笹 山 浩 一
地 域 協 働 推 進 課 長	小 黒 雅 文
財 政 課 長	高 橋 伸 明
税 務 課 長	紺 谷 友 之
民 生 部 長	須 藤 明 彦
町 民 福 祉 課 長	上 村 友 成
高 齢 者 福 祉 課 長	増 田 豊 実
保 健 課 長	羽 生 満 広
環 境 対 策 課 長	秋 元 直 人
農 林 水 産 課 長	濱 川 龍 一
商 工 観 光 課 長	阿 部 弘 亨
建 設 水 道 部 長	久 保 宏
建 設 課 長	亀 尾 次 雄
まちづくり計画課長	千 葉 雅 樹
下 水 道 課 長	庄 木 淳 一
水 道 課 長	渡 辺 郁 尚
会 計 管 理 者（併）会 計 課 長	山 本 金 五
農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 村 利 美
教 育 委 員 会 教 育 長	佐々木 隆
教 育 部 長	小 俣 芳 則
学 校 教 育 課 長	古 山 尚 志
社 会 教 育 課 長	奈 良 論

○開 議

平成30年9月28日（金曜日）午前10時

○出 席 議 員 （18名）

余市町議会議長	6番	中 井 寿 夫
余市町議会副議長	11番	白 川 栄美子
余市町議会議員	1番	野 呂 栄 二
〃	2番	吉 田 豊
〃	3番	辻 井 潤
〃	4番	岸 本 好 且
〃	5番	土 屋 美奈子
〃	7番	近 藤 徹 哉
〃	8番	吉 田 浩 一
〃	9番	佐 藤 一 夫
〃	10番	野 崎 奎 一
〃	12番	庄 巖 龍
〃	13番	安 久 莊一郎
〃	14番	大 物 翔
〃	15番	中 谷 栄 利
〃	16番	藤 野 博 三
〃	17番	茅 根 英 昭
〃	18番	溝 口 賢 誇

選挙管理委員会事務局長
(併) 監査委員事務局長

中 島 豊

○事務局職員出席者

事 務 局 長 杉 本 雅 純
議 事 係 長 枝 村 潤
書 記 細 川 雄 哉

○議 事 日 程

- 議長の諸般報告
- 第 1 議案第 4号 余市ダム管理条例案
 - 第 2 議案第 6号 平成29年度余市町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
 - 第 3 議案第 7号 損害賠償に係る和解及び損害賠償額の決定について
 - 第 4 議案第 8号 平成30年度余市町一般会計補正予算(第6号)
 - 第 5 認定第 1号 平成29年度余市町水道事業会計決算認定について
 - 第 6 意見案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書
 - 第 7 意見案第2号 児童虐待防止対策のさらなる強化を求める要望意見書
 - 第 8 意見案第3号 市町村管理河川の改修・治水事業への国庫補助を求める要望意見書
 - 第 9 意見案第4号 日米地位協定の抜本改定を求める要望意見書
 - 第10 議員の派遣について
 - 第11 閉会中の継続審査調査申出について

開 議 午前10時00分

○議長(中井寿夫君) ただいまから平成30年余市町議会第3回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は18名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長(中井寿夫君) 昨日議会運営委員会が開催されましたので、その結果について委員長からの報告を求めます。

○16番(藤野博三君) 昨日委員会室におきまして議会運営委員会が開催されましたので、その審議経過並びに結果につきまして私からご報告申し上げます。

委員7名の出席のもと、さらに説明員として前坂総務部長、須貝総務課長の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今回審議されました内容につきましては、追加案件についてであります。新たに追加されました案件は、議案2件、意見案4件、議員の派遣について、閉会中の継続審査調査申出について、他に議長の諸般報告でございます。

なお、日程の割り振りにつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。

日程第3、議案第7号 損害賠償に係る和解及び損害賠償額の決定について及び日程第4、議案第8号 平成30年度余市町一般会計補正予算(第6号)、以上2件につきましては、関連がありますので、一括上程の上、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第6、意見案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書ないし日程第9、意見案第4号 日米地位協定の抜本改定を求める要望意見書までの意見案4件につきましては、議員発議でありますので、それぞれ即決にてご審議いただくことに決しました。

なお、意見案第1号ないし意見案第4号につき

ましては、一括上程の上、ご審議いただくことに決しました。

日程第10、議員の派遣についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第11、閉会中の継続審査調査申出についてであります。

以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（中井寿夫君） 委員長の報告が終わりました。

ただいま議会運営委員会の委員長から報告ありましたとおり、議案2件、意見案4件、議員の派遣について、閉会中の継続審査調査申出についてを本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案2件、意見案4件、議員の派遣について、閉会中の継続審査調査申出についてを本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

なお、追加後の日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

○議長（中井寿夫君） この際、諸般の報告をいたします。

委員の派遣についてご報告申し上げます。会議規則第73条の規定に基づき総務文教常任委員会より10月16日から19日までの4日間、宮城県栗原市、山形県川西町、福島県会津若松市に所管事務調査にかかわる行政視察のため委員の派遣要求があり、これを承認いたしましたので、ご報告いたします。

以上で諸般報告を終わります。

○議長（中井寿夫君） 日程第1、議案第4号 余市ダム管理条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○農林水産課長（濱川龍一君） ただいま上程されました議案第4号 余市ダム管理条例案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

余市ダムにおいては、北海道開発局による国営直轄かんがい排水事業余市地区において昭和43年から昭和63年にかけて整備され、昭和63年4月1日締結の管理委託協定に基づき余市町が管理を行い、その管理につきましては河川法による余市ダム管理規程に基づき適正に行ってきたところであり、このたびの条例制定につきましては、土地改良法に基づき管理委託を受けている市町村において管理に関して必要な事項について条例が必要との見解が国より示されましたことから、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第1項において準用する同法第57条の2第1項の規定に基づき条例の制定についてご提案申し上げるものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第4号 余市ダム管理条例案。

余市ダム管理条例を次のとおり制定する。

平成30年9月25日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市ダム管理条例。

（趣旨）

第1条 この条例は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第1項において準用する同法第57条の2第1項の規定に基づき、余市ダム（以下「ダム」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（貯水、放流又は取水）

第2条 町長は、ダムの水位、流況、利水状況等を考慮して、貯水、放流又は取水を行うものとする。

（点検及び整備）

第3条 町長は、ダムを操作するために必要な機械、器具等を常に良好な状態に保つよう点検し、

整備するものとする。

(干ばつ、洪水等における措置)

第4条 町長は、干ばつ、洪水その他緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、適切な措置を講ずるものとする。

(気象及び水象の観測)

第5条 町長は、ダムを管理するため、定期的に気象及び水象の観測を行うものとする。

(監視)

第6条 町長は、常にダム及びその周辺の監視を行い、施設の保全、危険の防止等に努めるものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上、議案第4号につきまして提案理由のご説明を申し上げますので、ご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○8番(吉田浩一君) 条例があるのですから、条例が今回提案されたということで、このほかに要綱なり、規則なりがきつとあると思います。その要綱、規則というのは、私も見たことないからわからないのですけれども、今回この条例の制定に当たって、恐らくダムの管理というのは何らかの免許なり、資格がなければいけないのではないのかなと思うのです。それで、担当課にまず資格なり、免許を持っている職員がいるのかどうか、まずこれを1点お尋ねいたします。

次です。第3条にダムを操作する必要な機械、器具等を常に良好な状態に保つように点検し、整備するものとするというふうにあるのですけれども、要するにダムですから一般的に言えば水を放

流したりするというのが作業の一つの中に入ってくると思うのだけれども、そういう訓練というのはしているのですか。今までもしていたのかどうか。

第3点目です。第4条にその他緊急事態が発生しというふうに書いてあるのだけれども、この緊急事態が発生した場合は、あそこは豊丘ですから、豊丘地区にどういう連絡体制をとるというふうになっているのか。

以上、3点お願いいたします。

○農林水産課長(濱川龍一君) 8番、吉田議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、1点目のダムの管理につきまして職員の関係でございます。これにつきましては、ダム管理主任技術者について河川法に基づきまして本町農林水産課職員が任命されておりますので、専任してございます。

また、2点目、第3条でございます。3条におきましての放流等について訓練しているのかということでございますけれども、こちらにつきましても訓練してございます。

また、第4条、緊急、どういった体制になっているのかということでございます。こちらにつきましては、まずサイレンという警告があるのですけれども、こちらについて洪水警戒時及び放流により河川に著しい変化によって生ずる危険を防止する必要があると認められたときにサイレンによる警告を行うものでございますけれども、過去に洪水となる流量に到達したことや下流に著しい変化を生ずる放流は実施してございませんので、サイレンを鳴らしたことはございません。

また、1年に1回なのですけれども、ダム施設の点検整備等を実施するに当たりまして、ダムの水位を下げるため非常放流を行ってございますけれども、こちらにつきましては下流域に影響がないように数日にわたっての放流となっておりますので、そちらを実施する場合につきましては文書に

よりまして余市警察署、沢町駐在所、漁組、沢小、幸住学園等に放流を行う旨の通知を行っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○8番（吉田浩一君） サイレンってどういう音なの。どういう信号なの。課長聞いたことあるの。課長だけでなく、この職員の中でそのサイレン聞いたことある人っているのですか。ウーというの。例えばウーウーだとか。

つまりなぜそういうことを聞くのかといったら、サイレン鳴らすという答弁だったよね、今。地域の人が知っているの、そのサイレンの音って。今の答弁では、警察だとか年に1遍放流する場合は訓練だから事前にわかっているし、地域に影響ないように流しますよ。ただ、関係団体だとか福祉施設である幸住学園とかには連絡するよという答弁でしたよね。地域の人には知っているの、そのサイレンの音って。職員も誰か知っているの。そのサイレン聞いたことあるの。私も知らないです。聞いたことない。これ一回ちゃんとやらなければならないと思います、担当課として。つまり緊急時にサイレンが鳴ったよと。では、地域の人はそのサイレンを聞いてどう思いますか。それが非常サイレンだと感づく人何人いますか。あれ、何かサイレン鳴っているよねと。サイレン鳴っていて、役場に問い合わせている。そうしたら、そのときにもう非常放水して、だあっと水来たらもう逃げる暇ないということです。これは一回ちゃんと地域含めてどういうサイレンが鳴るのか大々的に訓練しなければならないと思います。

今答弁聞いて、やっぱり放水するところがあるのだというのが初めてわかったのですけれども、今から15年ぐらい前まではダムに自由に行けたのです。ですけれども、10年ぐらい前からあそこのところにブラックバスを放流されたとかということで、そこに行く手前の門が閉鎖されて、それ以降一般の人も行けなくなったのです。ですから、私は過去に何回も行ったことあるのです。ですけ

れども、今ここにいる部課長さんでダムに行ったことない職員ってたくさんいると思うのです。恐らく町長も町長になってまだ1カ月ちょっとですからダムに行ったことないと思いますけれども、やっぱり閉鎖されたところからどういう経路をとっていくのかだとかというのは、かなりあそこのダムに行くまでそれなりの距離もあるし、道路も細かいし、役場職員は担当課だけでなく全職員その辺ちゃんと見ておく必要があると思います。担当課というか、建設水道部あたりはいろいろなことであそこのところへ出入りすることはあって、見ている職員もいると思うのだけれども、もう10年以上前に閉鎖されて、恐らく若い職員だっけ行ったことない職員たくさんいると思います。だから、その辺も含めてもう一回ダムがどういうふうな状況になっているのか。私の認識では、あそこのところ放流するところがあったというのはちょっと記憶なかった。常にオーバーフローだけする状況で放流しているのだろうなと思っていたのですけれども、そういうところも含めてもう一回職員も地域も含めてきちんと訓練なり、その状況というのを説明なり、理解しておくほうが私はいいのではないかなと、そういうふうに思いますけれども、その点はいかがでしょうか。

○農林水産課長（濱川龍一君） 8番、吉田議員の再度のご質問にご答弁申し上げます。

まず、1点目の訓練の関係でございます。こちらにつきましては、大々的な訓練等は行ってございませんけれども、その訓練のあり方等を含めまして今後検討させていただきまして、実施していけるかどうかも含めまして検討させていただきたいと思っております。

また、ダムの状況どうなっているのか職員がわからないのではないかとございまして。これにつきましては、庁内の会議等を通じまして、ダムの概要等を説明していきたいと思っておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

す。

○8番（吉田浩一君） 課長、大規模な訓練ができるかどうかを検討すると。検討して、検討できないというふうに判断したらやらないということですか。これやらなければだめです、絶対に。というのは、なぜこういう質問をするかといったら、地域の人からそういう要望来ているのです。サイレンあるのでしょうか。サイレン鳴ったときに、これさっきも言いました。サイレン鳴って、何のサイレンかわからないと。どこかに問い合わせをしていって、だけれどもその間はまだ放流しているのでしょうか、どんどん、どんどん。緊急時放流するときサイレン鳴らすのだから。そうしたら、そんな問い合わせしているときに水が押し寄せられたら逃げるものも逃げられなくなるのですから、これは検討しますとかという問題ではないです。やってもらわなければ困るはずです。この辺は、今部長も空席ですから、部長に聞くわけにもいかないし、課長レベルで答えられるかどうかかわからないけれども、防災という観点から見たら間違いないやらなければならない事項だと私は思うということを申し上げて、答弁はあえて求めませんから、よろしくお願ひしたいと思います。

○4番（岸本好且君） 1点だけ確認させていただきます。

第5条の町長はダムを管理するため定期的に気象及び水象の観測を行うものとなっております。大規模なダムから中規模、余市はそんなに大きくはないと思うのですが、余市規模のダムの設計で、定期的に気象及び水象の観測ということですが、これは何か定められているものがあるのか。町が管理するわけですから、その体制についてお聞きしたいと思います。

○農林水産課長（濱川龍一君） 4番、岸本議員のご質問にご答弁申し上げます。

第5条の観測に関するご質問でございます。こちらにつきましては、水象の観測といたしまして

取水、放流、非常放流、越流量等の観測を行ってございまして、遠方監視システムということで、役場のほうでダムまで行かなくても毎時データを観測して、適正な管理に努めてございます。

また、施設等につきましても目視点検といったことでは行ってございますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○4番（岸本好且君） システムということであれですけれども、万が一、今異常気象とかで豪雨とかの関係で大量の水のことがまた心配されますけれども、この異常気象については、今の監視の体制のほかに異常気象の場合は特別規則か何かで定めているのかどうか、その辺はどのようになっているのでしょうか。

○農林水産課長（濱川龍一君） 4番、岸本議員の再度のご質問にご答弁申し上げます。

この観測の異常気象時ということでございますけれども、こちらにつきましては先ほども言いましたように毎時データを観測してございます。そういったことでは異常を発見といいますか、異常があると認められる場合はそのデータからもわかりますので、そういったことで対応してきてございますので、ご理解のほどをよろしくお願ひいたします。

○4番（岸本好且君） イメージ的にはわかりましたけれども、特に異常気象の場合については、監視システムで庁舎内でそれを確認して、現地に実際行って目視とかも考えられますけれども、そのようなときに職員の、そういう状態ですので、勤務の上で現地に走る場合の安全対策とか、そういうのはしっかり体制をとっていかないと二次災害とかそういうのが発生するおそれもありますので、それら職員の安全の意味からも体制をきちんをとる必要があると思いますけれども、その辺の考え方はどうでしょうか。

○農林水産課長（濱川龍一君） 4番、岸本議員の再度のご質問にご答弁申し上げます。

そういった災害等が見込まれる場合ですけれども、職員につきましてはダムへ行く際、十分安全対策に意を用いながら、体制につきましても二次災害等起こらないような体制で行っていきたくと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○14番（大物 翔君） この第4条の緊急事態の話なのですが、放流のことなのですが、当然ダムですから一定以上の水が水災害時にたまってしまったら放流はかけると思うのですが、この放流の仕方というのは完全に全自動で行っているのでしょうか。コンピューターが一定の水位を観測したら自動的に水門があく仕組みになっているのか、それかあるいは途中で人間が手を入れて、手動で調整したりとか、そういうことというのはこのダムの設備ではできるのかどうかというのはちょっと確認しておきたかったので、お願いします。

○農林水産課長（濱川龍一君） 14番、大物議員のご質問にご答弁申し上げます。

放流につきましてのご質問でございますけれども、まず余市ダムにつきましては常に水が流れている状態でございます、そのダムの中から管を引きまして放流できる部分もございます。ですから、皆様見たことがないのかもしれませんが、ダムから水が常に川のほうに流れている斜路がございますけれども、そちらにつきましては常に流れてございまして、それとは別に施設といたしまして横のほうから放流できる部分もございます。こちらにつきましては、先ほど言いました年に1回点検するときに量を調整させていただきながら放流しているところでございまして、実際毎日は自然と流れているものでございます。

関連いたしますけれども、ダムの放流、これまでダムを管理する上で、洪水といったことも心配もあるのですが、こちらにつきましては現在まででダムが完成いたしまして供用開始になっ

てからはそういった洪水といった状況にはなっていないので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○14番（大物 翔君） ダムの構造につきましては、もちろん今説明いただいてわかったのですが、非常時に緊急で水を出す場所があるのだよという話で、それはふだんは使っていないわけではないですか。一定程度常に流れているのはわかったのですが、それは手動で調整はできるのですかと。あけたり、閉めたりできるのですかという、あるいは機械で全部管理しているのですかと、そこをもう一回お願いします。

○農林水産課長（濱川龍一君） 14番、大物議員の再度のご質問にご答弁申し上げます。

答弁に不足がございまして申しわけございません。こちらの開閉につきましては、手動でできるようになっておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第4号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第4号 余市ダム管理条例案は、
原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第2、議案第6号 平成29年度余市町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○水道課長(渡辺郁尚君) ただいま上程されました議案第6号 平成29年度余市町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、提案理由をご説明申し上げます。

このたび平成29年度水道事業会計の決算におきまして当年度純利益により未処分利益剰余金が発生したことから、余市町水道事業の剰余金の処分等に関する規定に定めた基準に基づき、その一部を減債積立金への積み立て措置を行いたく、ご提案申し上げるものであります。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第6号 平成29年度余市町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。

平成29年度余市町水道事業会計未処分利益剰余金を次のとおり処分することについて、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32第2項の規定により議会の議決を求めます。

平成30年9月25日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

記。

平成29年度余市町水道事業会計未処分利益剰余金1,904万8,357円のうち100万円を減債積立金に積み立て、残余を繰り越すものとする。

以上、議案第6号 平成29年度余市町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第6号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第6号 平成29年度余市町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) 次に、さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第3、議案第7号 損害賠償に係る和解及び損害賠償額の決定について、日程第4、議案第8号 平成30年度余市町一般会計補正予算(第6号)の以上2件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、日程第3ないし日程第4を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○建設課長(亀尾次雄君) ただいま一括上程されました議案第7号 損害賠償に係る和解及び損害賠償額の決定について、提案理由のご説明を申

上げます。

今回ご提案申し上げましたのは、平成30年7月16日に本町が管理する道路上の穴により発生いたしました自動車のタイヤパンク事故にかかわる損害賠償の和解及び損害賠償額の決定についてでございます。本件につきましては、自動車の破損箇所と事故との因果関係が確認できず、示談交渉が難航したことから弁護士に示談交渉を委任し、交渉を行ってまいりましたが、このたび一定の合意に至りましたことから、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき和解及び損害賠償額についてご決定を賜りたく、ご提案申し上げる次第でございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第7号 損害賠償に係る和解及び損害賠償額の決定について。

余市町が管理する道路の穴による損傷事故の損害賠償について次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定めたいので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

平成30年9月28日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

記。

- 1、和解の相手方、住所、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・、氏名、・・・・・・。
 - 2、和解の要旨、本件事故に関する一切の損害賠償金として余市町は相手方に対し、2万2,800円を支払うものとする。
 - 3、事故の概要、（1）、事故の発生年月日、平成30年7月16日。（2）、事故の発生場所、余市郡余市町黒川町1352番地1。（3）、事故の内容、余市町が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの。
- 以上、議案第7号について提案理由をご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○財政課長（高橋伸明君） 続きまして、一括上程されました議案第8号 平成30年度余市町一般会計補正予算（第6号）について、提案理由をご説明申し上げます。

今回ご提案いたしました補正予算につきましては、議案第7号 損害賠償に係る和解及び損害賠償額の決定についてに係る損害賠償の予算計上でございます。

なお、歳入につきましては、総合賠償責任保険金により歳出との均衡を図った次第でございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第8号 平成30年度余市町一般会計補正予算（第6号）。

平成30年度余市町の一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億320万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月28日提出、余市町長、齊藤啓輔。

歳出からご説明申し上げます。1ページをお開き願います。下段でございます。3、歳出、2款総務費、1項総務管理費、13目諸費、補正額2万3,000円、22節補償補填及び賠償金2万3,000円につきましては、町道における車両破損事故に伴う損害賠償金の計上でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。このページ中段でございます。2、歳入、20款諸収入、5項雑入、1目雑入、補正額2万3,000円、1節雑入2万3,000円につきましては、歳出における損害賠償金に係る総合賠償責任保険金の計上でございます。

以上、議案第8号の提案理由につきましてご説

明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

一括議題の議案2件についてこれより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

まず、議案第7号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第7号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第7号 損害賠償に係る和解及び損害賠償額の決定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第8号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第8号 平成30年度余市町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第5、認定第1号 平成29年度余市町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、さきに議会運営委員会の委員長から報告のとおり、議長並びに議会選出の監査委員を除く議員16名をもって構成する平成29年度余市町水道事業会計決算特別委員会を設置し、閉会中といえども審査、調査のできますことをつけ加え、付託申し上げることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案については議長並びに議会選出の監査委員を除く議員16名をもって構成する平成29年度余市町水道事業会計決算特別委員会を設置し、閉会中といえども審査、調査のできますことをつけ加え、付託申し上げることになりました。

なお、ただいま設置されました特別委員会に対しましては、審査、調査の円滑化を図るため、地方自治法第98条の規定による書類の検閲及び検査の権限を付与することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、ただいま設置されました特別委員会に対し、地方自治法第98条の規定による書類の検閲及び検査の権限を付与することに決しました。

なお、本会議終了後、301、302号会議室におい

て本特別委員会を開催いたしますので、ご参集願います。

○議長（中井寿夫君） 次に、さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第6、意見案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書、日程第7、意見案第2号 児童虐待防止対策のさらなる強化を求める要望意見書、日程第8、意見案第3号 市町村管理河川の改修・治水事業への国庫補助を求める要望意見書、日程第9、意見案第4号 日米地位協定の抜本改定を求める要望意見書の以上4件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第6ないし日程第9を一括議題といたします。

お諮りいたします。一括議題の意見案第1号ないし意見案第4号につきましては、いずれも提出者の説明及び委員会付託を省略することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明及び委員会付託は省略することに決しました。

別にご発言がなければ、まず意見案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、意見案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議あり

ませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案第2号 児童虐待防止対策のさらなる強化を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、意見案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案第3号 市町村管理河川の改修・治水事業への国庫補助を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、意見案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案第4号 日米地位協定の抜本改定を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第10、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第121条の規定により、お手元に配付のとおり派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議員の派遣をすることに決しました。

○議長（中井寿夫君） 日程第11、閉会中の継続審査調査申出について。

各常任委員会並びに議会運営委員会の委員長から、目下委員会において審査調査中の事件につき、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いた

しました申し出のとおり閉会中の継続審査調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査調査に付することに決しました。

○議長（中井寿夫君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

これをもって平成30年余市町議会第3回定例会を閉会いたします。

閉 会 午前10時49分

上記会議録は、枝村書記・細川書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 6番 中 井 寿 夫

余市町議会議員 14番 大 物 翔

余市町議会議員 15番 中 谷 栄 利

余市町議会議員 16番 藤 野 博 三